

資料1-1 事前にいただいた質問および説明

所管課	No.	管理番号	計画名	質問(よく分からないと感じた点、理由)	説明	メール受信日
職員課	2	11120	若手職員の活躍推進	現状と課題はよく分かるが、そのための取組内容、成果目標の妥当性がよく分かりません。	若手職員が、活躍できる機会とその活動が評価される仕組みをつくるため、本来業務以外に、組織横断的に活動できる場を設け、その場に参加した職員を評価しようとするもの。 また、3%という成果目標値は、令和6年度の人事評価において若手職員プロジェクトチームの参加者14名が加点評価を受け、割合としては対象の約1%程度だったことをもとに、制度設計の段階で設定したもの。加点対象となるプロジェクトを現状の約3倍程度に拡充することで、加点対象となる若手職員数の拡大が見込まれ、3%の達成につながると判断した。 令和7年度は加点対象プロジェクトが若手職員プロジェクトチームが主であったため、参加人数が限られ1.1%に留まった。令和8年度はSNS広報・広聴タスクフォース、デジタルフロントヤード改革プロジェクトなどを加点対象に加えるよう関係課と調整を進め、3%の達成を目指す。	8月19日
職員課	2	11120	若手職員の活躍推進	若手の定義がわかりにくい。 本来業務の評価者(直属の上司)がプロジェクトでの活躍をどう評価、確認するか？	若手職員とは、主事および主任級で、概ね39歳以下の職員を想定している。 各プロジェクトの評価は、被評価者の直属の上司ではなく、プロジェクトそれぞれの所管の管理職により実施することとしています。	8月22日
協働推進課	4	12110	市民ニーズに応える地区公民館の推進	市民ニーズに応えるとのことだが、防災や福祉以外のニーズはどうなっているか？どうなっていくのか？が詳しく(分から)ない。	本市の地区公民館における本来の役割(市民ニーズ)は、社会教育及び地域コミュニティ活動の拠点施設として、生涯学習の場の提供や地域住民が主体となって行う地域課題解決や地域活性化のための取組支援を行うことであり、今後も継続して取り組むこととしている。 これに加え、近年の各世帯の少人数化や地域住民同士の関わりの希薄化といった社会情勢の変化を受け、「地域防災」や「福祉」の拠点としての新たな役割が求められ始めており、これを本取組では「(新たな)市民ニーズ」と捉え、地域共生におけるモデル事業を実施していくこととしているもの。	8月17日
職員課	7	12140	テレワークの導入	民間では在宅勤務制度を廃止する動きが増えているように思うが、市が導入する場合に許可されるケースと認められないケースの線引きや、そもそもすべての部課で導入可能なのか、他都市での導入事例のルールなどについて、詳細な検討事項を知りたい。	令和8年度にテレワークの試行運用を検討中。 業務の性質上テレワークになじまない業務(窓口対応、現地作業、シフト勤務等)については、所属長に判断により適用除外とすることを検討中。	8月17日
職員課	7	12140	テレワークの導入	行政の仕事において、テレワークできる業務内容の詳細が分かりづらい。何をもって生産性が向上したというのかも疑問。	令和8年度のテレワーク試行運用を検討中。各部局においてテレワーク可能な業務について、整理を行う。テレワークの実施により時間外勤務時間の削減、通勤時間の短縮など効果により、生産性が向上すると考えている。	8月20日
職員課	7	12140	テレワークの導入	令和7年度、「予定していたテレワークの対象とする業務の整理に着手できず、試行的実施を行うことができなかった」とあり、今回の全プラン中唯一進捗が「D(未着手)」。	令和7年度に着手できなかった点については、真摯に反省している。窓口業務などテレワークになじまない業務の切り分けや、国の在宅勤務手当制度への対応など、制度設計上の整理事項が生じたことにより、対象業務の整理に着手するに至らなかった。 テレワークの導入については、今後の人口減少・労働市場の競争激化を見据えたとき、テレワークを整備しておくこと自体が「選ばれる職場」としての条件になると考えており、将来の人材確保に向けて計画的に整備を進めるべき施策と位置付けている。導入を進める中で職員への周知・啓発にも取り組み、テレワーク活用への意識醸成も図る。 令和8年度は、まず対象業務の整理を8月までに完了させ、9月中に試行実施を行う予定です。進捗管理を徹底し、確実に前進させていく。	8月18日
職員課	7	12140	テレワークの導入	また、成果目標につき、「生産性向上したという回答割合30%」は低いのでは。70%は効果実感なし、ということであり、効果をデジタルに抽出する訳でもなく、あくまで、利用者自身の主観的評価による回答であれば、せめて、「50%以上」を目指すべきでは。この目標設定からもニーズに疑問を感じる。	30%という成果目標値は、導入初期の業務の切り出しや環境変化への戸惑いから「効果を実感しにくい」職員が一定数生じることを想定し、まず確実に達成できる水準として設定したもの。試行実施の結果を踏まえ、本格導入の段階では目標値を50%以上に引き上げる方向で検討する。	8月18日

資料1-1 事前にいただいた質問および説明

所管課	No.	管理番号	計画名	質問(よく分からないと感じた点、理由)	説明	メール受信日
職員課	7	12140	テレワークの導入	成果目標の根拠の生産性向上 30%という目標値の設定根拠は何か。他自治体の事例？ 職員からのアンケートのみで、成果を判断して間大がないか。テレワークができない職員への公平性はどのように調整するか。セキュリティについてはどのように対策するか。	成果目標の設定根拠については同上。 【アンケートのみで成果を判断してよいかについて】 テレワークの効果は、業務効率の向上や職員の働きやすさの向上に関わるものであり、こうした効果は職員自身がどう実感しているかが最も直接的な指標と考える。そのため、職員アンケートによる主観的評価を成果測定的手法として採用した。 【テレワークができない職員との公平性について】 窓口業務など現場対応が必要な職員はテレワークの対象外となるが、こうした職員に対しては、時差出勤の活用や業務のデジタル化による事務負担の軽減など、別の形での職場環境改善を並行して進めることで、全庁的な公平性を確保していきたいと考える。 【セキュリティ対策について】 総務省のセキュリティ要件に適合し、LGWAN接続系端末に安全にリモートアクセスできるシステムを活用する。また、テレワーク実施者には本市の情報セキュリティ関連規程を遵守させ、庁内勤務と同等のセキュリティ水準を維持する。	8月22日
協働推進課	8	21110	地区公民館の地域運営	一括交付金制度とはどのような制度か。一括交付金をすることで地区公民館の業務、体制がどのように変わるのか。	生涯学習事業に対して交付する「生涯学習委託事業費」、まちづくり協議会の活動に対して交付する「地域運営組織活動支援事業交付金」、地区公民館の運営に必要な需用費や通信運搬費に加え、人口に応じた運営費など、市から地区公民館やまちづくり協議会に支払っている活動資金を一本化して交付する制度。「資金の一本化」と併せて、まちづくり協議会と公民館運営委員会の「組織の一体化」も同時に進める。一括交付金への切り替えによる地区公民館職員体制への影響はない。業務への影響は、手続きの一本化による地区公民館職員の事務処理を簡素化することができる。	8月21日
協働推進課	8	21110	地区公民館の地域運営	一括交付金制度を活用する地区では、良くなったこと、逆に課題を感じたことはどのようなことがあったのか。振り返りも知りたい。	【良くなった点】 各事業費や交付金の棲み分けのない自由度の高い取組が可能。地区住民の関わりが増加。組織の一体化による役員の縮減や事業の整理が可能。手続きの一本化による地区公民館職員の事務処理の簡素化。など。 【課題と感じている点】 「組織の一本化」のための地区内の団体構成の見直しや資金活用方法の調整、各まちづくり協議会が策定している「地域コミュニティ計画」の見直しなど、制度導入までの地域における調整事項が多い。地域に高い裁量が与えられる反面、地域の主体性がより求められる など。	8月21日
協働推進課	8	21110	地区公民館の地域運営	現在、公民館は行政の運営をしているところを、将来的に地域住民または指定管理者(民間)が運営するということか？指定管理者が運営する場合、その更新選定も事務的な負担になるように思う。行政の出先機関として公民館がある方が将来的に持続可能に感じる。市役所や支所にいる人員を公民館に配置することで、地域住民と行政の距離が近くなるメリットがあると思う。例えば、防災、福祉、教育に関しては公民館は学校や地域とも関係が深く、機能性が高まると考える。	将来的に市内の全ての地区公民館を指定管理等に移行するという考え方ではなく、地域団体や地域から、地域による運営の希望があった場合に、その取組を支援するもの。	8月21日

資料1-1 事前にいただいた質問および説明

所管課	No.	管理番号	計画名	質問(よく分からないと感じた点、理由)	説明	メール受信日
協働推進課	9	21120	公民連携デスク活用の推進	現状と課題からあまり説得性を感じず、何が期待されること、目標なのかが漠然としているように思います。	「現状と課題」で示しているのは、人口減少や少子高齢化の進行により、行政のリソース(専門知識・最新技術などのノウハウ、人材・人手、予算)が限られてきている中で、行政が単独で効果的な取組を生み出し、実現することが今後ますます難しくなっていくというもの。これらの解決の手法として、民間事業者の提案を取り入れることで、行政サービスの質を落とすことなく、持続可能な自治体運営を実現するもの。 具体的には、 ・民間のノウハウを取り入れることで、行政にない専門知識や最新技術を取り入れ、市民サービスの向上につなげる ・行政の人材や人手が不足する中、提案事業者への委託や民間主導の運営により、行政負担の軽減を図る ・民間の資金や効率的な経営手法の活用により、実現のためのコストを抑制する など。	8月19日
協働推進課	11	22110	地域運営組織との連携	自治会加入促進条例の先行事例調査・検討として、R7.12月に加入促進に主眼を置いた条例を制定している自治体にアンケート調査を実施した。R8.2月には先進地視察を実施した。→この条例を制定することで何が変わるのか？また、制定している自治体の効果や課題は何か知りたい。	加入促進に主眼を置いた条例の制定により、市民や事業者、行政の役割が明確になり、三者全体で町内会の加入に取り組んでいく仕組みが形成される。すでに条例を制定している自治体では、条例制定の効果として「住民や事業者、行政などの役割の明確化」、「市民の関心の高まり」、「町内会に対する行政支援の根拠が整備できた」などを挙げられた。 一方で、課題として「加入率の減少」は引き続き挙げられており、本アンケートや先進地視察による調査結果を踏まえ、本市では、加入促進条例の制定については現状では着手せず、まずは多くの方が参加したくなる町内会づくりや持続的な活動への支援に優先的に取り組むこととした。	8月21日
協働推進課	11	22110	地域運営組織との連携	R7.8月に、持続可能な町内会づくり応援チームを設置し、町内会負担軽減や加入促進、支援策の見直し等を行った。→具体的な町内会費負担軽減や加入促進の見直しはどのようなものか知りたい。	本チームは、「行政として実施できる支援策」を検討するチームであり、このうち令和7年度に町内会役員の負担軽減として検討・実施した取組は、市が依頼する回覧等の見直し、市の委員等の推薦依頼の見直し、町内会向け補助金制度の手続きの簡素化など。また、加入促進の取組においては、市主催イベントにおけるチラシ配布や、各種広報媒体(ケーブルテレビ特集番組、ラジオ等)における加入の呼びかけなど。	8月21日
協働推進課	11	22110	地域運営組織との連携	他自治体で効果的な施策をしている事例を知りたい。	役員負担の軽減に向けた町内会のデジタル化支援は、現在全国の多くの自治体で取組が始まっており、近隣では令和8年度に米子市が電子回覧板の仕組みを構築し、町内会等に提供。加入促進の取組事例では、新規町内会加入者に対し行政ポイントを付与する島根県出雲市の取組など。	8月21日
協働推進課	11	22110	地域運営組織との連携	ゴミ出しなどの課題として、町内会に属さない人はその町内のゴミ置き場の管理などはどうしているのか？ また社会の変化で町内会加入が低下している現状は、高齢化、単身世帯、空き家などで、加入促進しても維持が難しい地区が出てくると思う。そのような地区はどのように対策をする予定か？具体的なビジョンがあれば聞きたい。	ごみステーションの設置や維持管理、運営等については、町内会や自治会、その他任意の団体等、利用する方々に行っていたりしている。 ごみステーションの維持管理を行っている団体に対し、町内会未加入であることのみを理由としたごみステーションの利用の制限はできないこと、一方で、その維持管理にあたっては、当番や備品購入等の負担が生じると考えられることから、利用者間で一定のルールを定めて共同利用いただくようお願いしている。	8月21日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	地域学校協働活動推進員が具体的に何をやっているのか？	教員OB、元PTA役員、民生委員など、学校に理解があり、地域の実情に詳しい方に担っていただいております。学校と地域住民・各種団体の「つなぎ役(コーディネーター)」となり、地域全体で子どもたちの学びを支える体制をつくるため、企画立案や連絡調整、学校運営協議会に参加し、学校と地域の意見共有や意思疎通を図るなどの活動を行っている。 具体的には、児童の登下校の見守りを行ったり、地域に住んでいる専門家や伝統文化の知識を持つ住民を、総合的な学習の時間や特別授業の講師として学校に繋いだり、地区公民館や地元のまちづくり組織と連携し、地域のお祭りや防災訓練などの行事に子どもたちが主体的に関われるよう企画・調整するなどにより、子どもの成長と地域づくりを支えるための活動を行う。	8月17日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	活動推進員とは、どのような人材なのか、何を実際しているのか疑問がある。	同上	8月20日

資料1-1 事前にいただいた質問および説明

所管課	No.	管理番号	計画名	質問(よく分からないと感じた点、理由)	説明	メール受信日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	地域学校協働活動推進員はどのような人がなるのか？行政職員が任命されるのか？また、役割を具体的に教えて欲しい。行政職員ではない場合、ボランティアなのか？	推進員は行政職員が就任するものではなく、教育委員会が学校区の学校長及び地区公民館長の推薦により、地域の人材を委嘱する仕組みとなっている(社会教育法第9条の7)。「社会的信望があり、活動推進に熱意と識見を有する者」が要件で、元PTA役員・自治会関係者・社会教育関係者などが典型例。活動実績に応じた謝金(国の補助制度を活用)が支払われる。具体的な役割としては、連絡・調整(学校・地域住民・団体との橋渡し)、企画・立案(地域の実情に応じた協働活動の設計)、人材確保(ボランティアの募集・マッチング)、情報共有(地域住民への活動情報の提供)などがある。一言でいえば、調整役(コーディネーター)。	8月21日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	地域学校協働本部とはどのような構成メンバーになるか？全体像を知りたい。コミュニティスクールとの違いはなにか？	法令上の固定メンバーはなく、地域の実情に応じて柔軟に構成される。実態は「組織的な本部」というより「緩やかな連携ネットワーク」であり、学校関係者・PTA・自治会・町内会・公民館・民生委員・社会福祉協議会・大学などが参画者の例。なお、各地区に一つに限定されるものではない。成立の要件は、①コーディネート機能があること(推進員設置の有無を問わない)、②多様な活動があること(地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されている)、③継続的・安定的な活動がされていること、とされている。コミュニティスクール(学校運営協議会)との違いについては、コミュニティスクールは法律に基づく公式な協議組織であり、学校運営の基本方針への協議・承認が主な役割で、代表性のある委員が中心となる。一方、地域学校協働本部は緩やかなネットワーク型で、学校支援・地域連携の実働を担い、学校運営への直接的な決定権はない。両者は対立するものではなく、「コミュニティスクールが方針を決め、地域学校協働本部がその実現を支える」車の両輪として連携することが文科省でも推奨されている。	8月21日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	)地域学校協働活動推進員設置率が小学校区は51.2%に対して、中学校区は23.1%と乖離しているのはどのような理由があるか？	学校・地域の実情やその他複数の要因が重なっていることかと思われるが、3点が要因の一部として挙げられる。 ① 活動設計のしやすさの違い(見守り・読み聞かせなど日常生活に密着した活動は小学校区の方が地域と結びつきやすい一方、中学校区は地理的範囲が広く、複数の小学校区をまたぐため関係者の調整が複雑になりやすい)、②生徒の発達段階の違い(中学生は「地域に見守られる」より「地域に出ていく」活動が中心となることや、部活動・進路指導が優先される傾向から、学校側に地域連携の必要性が認識されにくい面がある可能性。)、③人材確保の難しさ(「適任者が見つからない」は小学校区でも共通の課題ではあるが、幅広い地域をカバーする中学校区では特にその傾向が強くなっている。)	8月21日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	PTAと地域学校協働本部の関係はどのようなものになるか？PTAも社会の変化と共に加入をしない、または脱退する流れが全国的にも見聞さる。町内会と同様にPTAも長期的に存在が危ういと感じている。行政側がその辺りはどのように捉えているのか知りたい。	PTAは地域学校協働本部の担い手の一部として位置づけられている。また、PTAの単独活動を否定するものでもなく、地域全体の協働の場として両者は共存している。PTAが任意団体である以上、行政としては、PTAの存続を前提とするのではなく、「子どもたちの教育環境を支えるために必要な機能は何か」を起点に担い手を柔軟に再設計する視点が重要と考える。そういった点で、地域学校協働本部は、PTAが縮小・解散した後も地域全体で学校を支える受け皿となり得る仕組みとなると考えている。	8月21日
生涯学習・スポーツ課	12	22120	地域学校協働活動の推進	全体的に学校やPTA関係の行事が多いと感じている。また、組織体制が多くあり、同じ人が役を何役もしているように感じている。社会変化により多忙で人口減少の時代においては、今までしてきたから慣例で続けることの見直しや重複するものの統合など、物理的な負担を減らすことが必要に思う。学校行事やPTAの行事などの見直しも地域学校協働本部で地域の実情に合わせて総合的な再設計が可能になるのか？	文部科学省も、地域学校協働本部を活用した行事の再設計・統合・業務改善(スクラップ)を推奨しており、それが本来の目的の一つでもある。(例:学校の運動会と地域の運動会を統合して年1回に整理したなど)。見直しを進めるうえでは、起点を「慣例」ではなく「子どもにとって何が必要か」に置くことが重要であり、見直しには学校・PTA・地域・保護者の合意形成が不可欠。コミュニティスクールでの協議と組み合わせることで、地域学校協働本部が合意形成の「場」として機能することが理想的と考えている。	8月21日
資産活用推進課	15	31110	再配置基本計画に沿った施設のあり方検討の推進	公共施設の再配置について、中学校区ごとの基本方針の作成をベースに進めようとされているが、市としては全体の再配置計画、ルールはどのようなになっているのか知りたい。	本市では、“次世代の負担軽減”を前提とし、“公共サービスの維持・向上”に重点を置いた『鳥取市公共施設再配置基本計画』(以下「再配置計画」)を策定。再配置計画には、各施設における「公共サービス提供のあり方」や「施設更新時の方向性」などについて示しており、計画期間は2054年度までとしている。その後、再配置の取り組みを推進するため、『鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針』を策定し、更新時期に関わらず検討を進めていく。	8月17日

資料1-1 事前にいただいた質問および説明

所管課	No.	管理番号	計画名	質問(よく分からないと感じた点、理由)	説明	メール受信日
行財政改革課	31	51120	行政経営システムの導入	成果目標が、「予算編成方針等の決定」とあるが、結局、何を指すのか、具体的にイメージできない。投資(予算)対効果検証を可能とする何かしらの物理的なシステム導入？ あくまで運用徹底の話？ シミュレーション(P)と実行(D)・検証(C)・改善(A)を管理するシステム？それを担保する、KPI設定(定量管理)？ 目標管理？ EBPMでは解決できない？	本事業の「行政経営システム」は、物理的なシステムのことではなく、PDCAサイクルとして管理・運営を行っていくというもの。 51110の「EBPMに基づく選択と集中の予算編成」は、予算編成に限定した取組となっているが、本事業(51120)については、総合計画を所管する企画部門と、組織管理を所管する人事部門との連携を推進していくもの、そのため定量管理の成果指標設定となっている。	8月18日
デジタル戦略課	32	51130	オープンデータの活用	オープンデータの公開は、単に国が推奨しているから公開するというものではなく、市の企業誘致や移住促進など様々な面で活用されうる基本情報なので、遅滞なく公開される必要がある。遅れている理由などを明確にし、今後の手立てをどのようにするのか知りたい。	公開するデータの基幹部分となる統合型GIS(地理情報システム)の更新作業に時間を要したため、令和7年度に計画していた作業に遅れが生じたもの。令和8年度において着実に進めていく。 また、国の推奨形式とは、デジタル庁が定める「自治体標準オープンデータセット」のフォーマットのことを指しており、公開するデータについて、目下、各担当課でフォーマットを作成中であり、公開に向け着実に取組を進めていくこととしている。	8月17日
資産活用推進課	39	52170	広告事業のさらなる拡大	「課題」と「課題解決のための取組」が結びついていない印象を受けます。課題は「全庁的には広告事業の必要性などの認識が薄い」ことでしょうか？それであれば「ネーミングライツ導入の検討」では解決されないのではないのでしょうか？	課題としては、広告事業による歳入確保に向けた各課の取組が十分に進んでいない状況があり、その背景には各課における広告事業への認識の醸成が必要であるという点がある。 そのため、ネーミングライツの導入を含む広告媒体の活用については、資産活用推進課が中心となり、各課に対して伴走型による支援を行うことで、取組の推進を図っているところである。 また、取組内容についても、ネーミングライツに偏らず、広告媒体の導入を幅広く推進する内容へ変更することも検討したい。	8月19日
		全体	1 各事業計画の規模・意義・重要性の平準化の必要性	事業計画の規模・意義・重要性にかなりばらつきがあり、それ自体整理する必要があるように思いました。例えば管理番号41110の「病院事業の経営健全化」と管理番号52330の「庁内備品の共同利用」はあまりにもその規模・重要性が異なっており、これらを並列に委員会などで議論すること自体妥当なのか疑問を持ちます。	御指摘のとおり、(達成のため削除する等含め)見直すことができるものについては、計画期間中であつても、所管課と協議し、修正したいと考える。	8月19日
		全体	2 各事業計画の成果目標の妥当性検討の必要性	課題の内容自体はわかるものの成果目標のうち特に定量的目標・評価項目がかなり強引のように見えるもの(例えば上の「若手職員の活動推進」)が結構あるような印象を受けます。一方、定性的な評価がほとんど・あまり見られず(例えば具体例の取り上げなど)、もっと導入しても良いのではないかと思います。	御指摘のとおり、見直すことができるものについては、計画期間中であつても、所管課と協議し、修正したいと考える。	8月19日